

「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書」解釈書

浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）の当事者「甲」である静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市及び菊川市と、当事者「乙」である中部電力株式会社は、協定に定められた事項の実効的な運用を図るため、協定締結時の趣旨、現在までの運用の実績を踏まえ、協定記載事項等についての解釈を次のとおり、とりまとめる。

1 協定前文

（1）協定締結当事者

甲のうち静岡県以外の者は、国の原子力安全委員会策定の「原子力施設等の防災対策について」に基づき静岡県が設定した「原子力防災対策を重点的に充実すべき地域」（以下「E P Z」という。）を行政区域内に持つ市である。

なお、静岡県は、E P Zを原子力発電所から概ね半径10kmの範囲としている。

（2）周辺環境

「周辺環境」とは、発電所を中心とした概ね半径10km範囲内の環境である。

これを超える地域の環境の安全は、周辺環境の安全が確保されることにより担保される。

（3）温排水に関する調査

静岡県及び中部電力株式会社が、既に別途、温排水調査を実施している

ことから、本協定においては規定していない。

2 関係法令の遵守等(協定書第1条)

(1) 放射性廃棄物の低減を図る

「放射性廃棄物の低減を図る」とは、発電所で発生する、又は発電所から放出される放射性廃棄物の量の低減を図ることをいう。

なお、放射性廃棄物とは、放射性物質を含む固体、液体又は気体状の物質で廃棄すべき状態にあるものをいう。

3 防災対策(協定書第2条)

(1) 災害対策基本法その他の法令に定める防災に関する責務

「災害対策基本法その他の法令に定める防災に関する責務」とは、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画、地域防災計画、防災業務計画に定める防災に関する責務をいう。

(2) 甲が行う地域の防災対策

「甲が行う地域の防災対策」とは、甲が災害対策基本法その他の法令に基づいて行う、地域防災計画の策定、防災体制の整備、原子力防災訓練等をいう。

(3) 甲との協議

「甲の協議に応ずる」とは、甲が行う地域の防災対策について、甲の求めに応じて協議を行い、協力（合同で防災訓練を行うなど）することをいう。

4 環境放射能測定技術会の設置(協定書第3条)

(1) 環境放射能測定技術会

環境放射能測定技術会（以下「技術会」という。）は、環境放射能の測定計画の策定、測定結果の評価及び測定に関する技術的事項の検討に当た

りその検討内容が専門的であること、透明性の確保が必要であることなどから、第三者的機関として設置されている。

なお、測定計画の策定、測定、評価、とりまとめなどの一連の作業は、別に定める「静岡県環境放射能測定技術会規程」において「調査」と称している。

5 環境放射能の測定(協定書第4条)

(1) 環境放射能の測定

環境放射能の測定については、比較検討を行って信頼性を高めるため、甲及び乙がそれぞれ測定を行っている。

なお、甲が実施する測定作業は、静岡県環境放射線監視センターを行い、市は、試料採取等、測定に係る協力をを行うものとしている。

6 通報義務(協定書第5条)

(1) 別に定めるところ

「別に定めるところ」とは、「原子力発電所の安全確保等に関する通報措置要領」（以下「通報措置要領」という。）をいう。

7 立入調査(協定書第6条)

(1) 周辺環境の安全を確保する必要があると認めるとき

「周辺環境の安全を確保する必要があると認めるとき」とは、発電所における原子炉施設の設置、変更、廃止、運転及び管理並びに放射性廃棄物の管理状況等について知る必要があると認めるときである。

(2) 甲の職員

「甲の職員」とは、甲の職員の他、甲乙協議の上で、甲が指名する学識経験者等を含む。

8 措置の要求(協定書第7条)

(1) 措置要求の条件

「特別の措置を講ずる必要があると認めるとき」とは、立入調査の結果により必要と認めた場合のみではなく、乙からの報告により必要と認めた場合も含む。

9 原子力発電所環境安全協議会の設置(協定書第8条)

(1) 原子力発電所環境安全協議会

原子力発電所環境安全協議会は、より広い観点から発電所周辺の環境の安全を確認し、その結果の県民への周知を図るため、甲、乙以外の関係機関も構成員として加えて設置されている。

また、甲は、「静岡県原子力発電所環境安全協議会規程」を別途定めている。

(2) 安全を確認

「安全を確認」するとは、具体的には技術会から報告がされる調査結果を審議し、安全であるかどうかを確認することをいう。

10 損害の補償(協定書第9条)

(1) 損害

「損害」には、いわゆる風評被害によるものも含むものとしている。

11 その他一般事項

(1) 事前了解

本協定には、原子炉施設の設置、変更等を行う場合における、いわゆる「事前了解」に関する規定がないが、これは、通報措置要領に基づいて事前に通報がされ、事前協議を通じて実質的に事前了解が担保されることによる。

以上

平成19年11月1日

静岡県知事

石川 嘉延

御前崎市長

石原 茂雄

牧之原市長

西原 茂樹

掛川市長

戸塚 進也

菊川市長

太田 順一

中部電力株式会社

代表取締役社長

三田 敏雄

社長執行役員